

送 第		受 第		號 第		局 第		議 第		合 第		日月付受及號局管主			
號	送受	月	月	月	月										
號	送受	日	日	日	日										

大正十二年六月十日

案起月日

決判月日

行月日

局送月日

主任

警務課

警務官印

七月廿九日到付一七五一號，云乃子少卿太古微光，臨時增加現存，務勤敬參。

閔公件

梅勤敬參官用兼事訖

圓山縣知事

ハリテ、一里半の空地を有する。四角、東部、西端に各
二画五十歩、北側の空地を二画トシ。南側は、一画
半に相当する。東側、北側、西側は、東端に各一画。
（以上）
ノメテ又ハ東端に各一画。
ノメテ又ハ東端に各一画。

日 第 號 受
第 號 發
月 月 月
月 月 月

日 日 日

官用鐵道乘車証二枚ハ去ル事有三日利
分九ニ三號リ以テ少道御事成ル事有地本
物ノ如ト考之甲子十八日鐵道省運輸局長
成田慶輔主事余右所ノ名義成
立

木文七

刑第一七五一號

大正十三年六月四日

岡山縣知事大海原重義
警視保局長藤沼庄平殿

移動警察官用乘車証返納之件

本年三月二十九日付刑第九ニ三號ヲ以テ
署裏ニ臨時增加配付相成候移動警察官
用鉄道無賃乘車証二枚(待甲亥第一七
九ニ號及同號一七九四號)便用期限滿
了付貴局ハ返送致置候處今般神戸
鉄道局ヨリ右ハ全局ハ返送ス(キモノニシテ)
未夕到着セサル旨ナシテ督促有之候余至急

内務省
13.6.
(警)

134

貴局ヨリ全局、御送付相成度此般及照
會候也

尚左脚處理し結果脚通報相梗度
候也

七百九十九年十一月四日

吉田義一

事務課長

同事在支那等處、不居間事

多當設六時成偶会焉而易通易焉其上不為之

天且兩部上支那本限據單子并其事身四